

(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一
部改正)

第十四条 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第百十七号)の一部を次のように改正する。

(基準所得税額)

第十条 この章において「基準所得税額」とは、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める所得税の額(附帯税の額を除く。)をいう。

一・二 省略

三 非居住者 所得税法第七条第一項第三号に定める所得につき、同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定(同法第百六十五条の六の規定を除く。)により計算した所得税の額

四 省略

五 外国法人 次に掲げる所得につき、所得税法、租税特別措置法その他他の所得税の税額の計算に関する法令の規定により計算した所得税の額

五 四 同 上

(基準所得税額)
第十条 同 上

三 非居住者 所得税法第七条第一項第三号に定める所得につき、同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定により計算した所得税の額

一・二 同 上

五 四 同 上

(基準所得税額)

第十条 同 上

口 租税特別措置法第四十一条の九第二項に規定する懸賞金付預貯金等の懸賞金等、同法第四十一条の十二第二項に規定する償還差益及び同法第四十一条の十二の二第一項に規定する差益金額

口 租税特別措置法第九条の六第三項に規定する外国特定目的信託の利益の分配及び外国特定投資信託の収益の分配、同法第四十一条の九第二項に規定する懸賞金付預貯金等の懸賞金等、同法第四十一条の十二第二項に規定する償還差益並びに同法第四十一条の十二の二第一項に規定する差益金額

(外国税額の控除)

第十四条 復興特別所得税申告書を提出する居住者が平成二十五年から平成四十九年までの各年において所得税法第九十五条第一項の規定の適用を受ける場合において、その年の同項に規定する控除対象外国所得税の額が同項に規定する控除限度額を超えるときは、前条の規定を適用して計算したその年分の復興特別所得税の額のうち、その年において生じた同項に規定する国外所得金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を限度として、その超える金額をその年分の復興特別所得税の額から控除する。

第十四条 復興特別所得税申告書を提出する居住者が平成二十五年から平成四十九年までの各年において所得税法第九十五条第一項の規定の適用を受ける場合において、その年の同項に規定する控除対象外国所得税の額が同項に規定する控除限度額を超えるときは、前条の規定を適用して計算したその年分の復興特別所得税の額のうち、その年において生じた所得でその源泉が国外にあるものに対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を限度として、その超える金額をその年分の復興特別所得税の額から控除する。

復興特別所得税申告書を提出する非居住者が平成二十九年から平成四十九年までの各年において所得税法第六百六十五条の六第一項の規定の適用を受ける場合において、その年の同項に規定する控除対象外国所得税の額が同項に規定する控除限度額を超えるときは、同項に規定する恒久的施設帰属所得に係る所得の金額につき同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定（同条の規定を除く。）により計算した所得税の額のみを基準所得税額として前条の規定を適用して計算した場合の復興特別所得税の額に相当する金額のうち、その年において生じた同項に規定する国外所得金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を限度として、その超える金額をその年分の復興特別所得税の額から控除する。

前二項の規定は、復興特別所得税申告書、修正申告書又は更正請求書にこれらによる控除を受けるべき金額及びその計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同条の規定による控除をされるべき金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。

（源泉徴収義務等）

第二十八条 所得税法第四編第一章から第六章まで並びに租税特別措置法第三条の三第三項、第六条第二項（同条第十一項において準用する場合を含む。）、第八条の三第三項、第九条の二第二項、第九条の三の二第一項、第三十七条の十一の四第一項、第四十一条の九第三項、第四十二条第一項の規定により所得税を徴収して納付すべき者は、その徴収（平成二十五年一月から平成四十九年十二月三十一日までの間に限る。）の際、復興特別所得税を併せて徴収し、当該所得税の法定納期限（国税通則法第二条第八号に規定す。第三十条第一項において同じ。）までに、当該復興特別所得税を当該所得税に併せて国に納付しなければならない。

257 省略

（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）

第三十三条 復興特別所得税に係る次の表の第一欄に掲げる法律の適用に

前項の規定は、復興特別所得税申告書、修正申告書又は更正請求書に同項の規定による控除を受けるべき金額及びその計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定による控除をされるべき金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。

（源泉徴収義務等）

第二十八条 所得税法第四編第一章から第六章まで並びに租税特別措置法第三条の三第三項、第六条第二項（同条第十一項において準用する場合を含む。）、第八条の三第三項、第九条の二第二項、第九条の三の二第一項、第三十七条の十一の四第一項、第四十一条の九第三項、第四十二条第一項の規定により所得税を徴収して納付すべき者は、その徴収（平成二十五年一月から平成四十九年十二月三十一日までの間に限る。）の際、復興特別所得税を併せて徴収し、当該所得税の法定納期限（国税通則法第二条第八号に規定する法定納期限をいう。第三十条第一項において同じ。）までに、当該復興特別所得税を当該所得税に併せて国に納付しなければならない。

257 同上

（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）

第三十三条 同上

については、同表の第一欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、
同表の第四欄に掲げる字句とする。

所得税法	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄		
の六第二項 第一百六十五条规定	省略	省略	省略	省略		
と の控除限度額	掲げる金額に つき 又は	掲げる金額又は東日本 大震災からの復興のため の施策を実施するため に必要な財源の確保 に関する特別措置法第 六条第八号（定義）に 規定する復興特別所得 に記載すべき 税申告書に記載すべき 同法第十七条第一項第一 号から第六号まで（ 課税標準及び税額の申 告）に掲げる金額につ き	省略	省略	省略	省略
特別所得税控除限度額 の控除限度額及び復興 の控除限度額及び復興	掲げる金額に つき 又は	掲げる金額又は東日本 大震災からの復興のため の施策を実施するため に必要な財源の確保 に関する特別措置法第 六条第八号（定義）に 規定する復興特別所得 に記載すべき 税申告書に記載すべき 同法第十七条第一項第一 号から第六号まで（ 課税標準及び税額の申 告）に掲げる金額につ き	省略	省略	省略	省略

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄			
同上	同上	同上	同上			
第一百五十三条	同上	同上	同上			
と の控除限度額	掲げる金額に つき 又は	掲げる金額又は東日本 大震災からの復興のため の施策を実施するため に必要な財源の確保 に関する特別措置法第 六条第八号（定義）に 規定する復興特別所得 に記載すべき 税申告書に記載すべき 同法第十七条第一項第一 号から第六号まで（ 課税標準及び税額の申 告）に掲げる金額につ き	同上	同上	同上	同上
特別所得税控除限度額 の控除限度額及び復興 の控除限度額及び復興	掲げる金額に つき 又は	掲げる金額又は東日本 大震災からの復興のため の施策を実施するため に必要な財源の確保 に関する特別措置法第 六条第八号（定義）に 規定する復興特別所得 に記載すべき 税申告書に記載すべき 同法第十七条第一項第一 号から第六号まで（ 課税標準及び税額の申 告）に掲げる金額につ き	同上	同上	同上	同上

				租税特別措置法									
十項	第四十条第二項	第四十条第十項	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	
所得税の	の額	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	
得税の	税の額	所得税及び復興特別所得の額	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	額ととして政令で定める金

同上												
四項	第四十条第十項	同上			同上	同上			同上	同上		
の額	の額	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
税の額	税の額	の額及び復興特別所得	の額及び復興特別所得	同上								

第四十条の三 の三第十二項 二号、第十三 項並びに第十 五項	第四十条の三 の三第十六項 の四第一項	第四十条の三 の四第一項	第四十条の三 の三第十六項 の四第一項	外 所得 税の額 及び当該所得 税の額以 外	所得 税の額 及び当該所得 税の額以 外										
第九十三条第 一項第一号	第九 条 の四 第五 項 第 三 号 及 び 第 四 号 、 第 六 項 並 び に 第 七 項	場 合	所得 税	所得 税	所得 税及び復興特別所	所得 税									
措置法第十八 条第六項 において準用する場合	措置法第十八 条第六項 において準用する場合及びこれらの規定を東日本大震災からの復興のための施策を実施するため必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第百十七号)第十一	場合及びこれらの規定を東日本大震災からの復興のための施策を実施するため必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第百十七号)第十一	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

法律第百十七号) 第十一	場合及びこれらの規定を東日本大震災からの復興のための施策を実施するため必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第百十七号)第十一	同上
		同上
		同上

法律に規定する法及び地方税法の実施に伴う租税条約等				(昭和二年法律第百七十五号)災害被災者に対する租税の減免、徴収猶予等											
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略

同上				同上											
同上		同上		同上				同上		同上		同上		同上	
同上															
同上															

八条第六項において準用する場合

国税通則法																
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略

同上																
同上																
同上																
同上																

百二十六号	年法律第二百二十六号	地方税法(昭和二十五年法律第十三号)	相続税法(昭和二十五年法律第七十号)	成九年法律第百十号	出等に関する法律(平成九年法律第百十号)	送金等に係る調書の提出等に関する法律(平成九年法律第百十号)	正な課税の確保を図るための国外	内国税の適正な課税の確保を図るための国外	省略	省略	省略	省略
三	第三十七条の	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
の合計額	及び同法	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
復興のための施策を実施するため必要な財源の確保に関する特別措置法(東日本大震災からの復興のための施策を実施するため必要な財源の確保に関する特別措置法)	同法	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略

百二十六号	年法律第二百二十六号	地方税法(昭和二十五年法律第十三号)	同上									
三	第三十七条の	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
控除限度額	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
震災からの復興のための施策を実施するため必要な財源の確保に関する特別措置法(東日本大震災からの復興のための施策を実施するため必要な財源の確保に関する特別措置法)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

措置法（平成二十三年法律第百十七号。第三百四条の八において「特別措置法」という。）第十四条第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額及び同条第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額及び同法で定めるところにより計算した金額との合計額

（）第十四条第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額及び同条第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額と、同法で定めるところにより計算した金額との合計額

（）第十四条第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額及び同法で定めるところにより計算した金額との合計額

第三百十四条の八

控除限度額並びに
及び同法

同法

金額の合計額

第三百十四条の八	控除限度額並びに 及び同法	同法	金額の合計額
	控除限度額、特別措置法第十四条第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額及び同条第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額並びに	控除限度額、特別措置法第十四条第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額及び同法で定めるところにより計算した金額との合計額	（）第十四条第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額及び同法で定めるところにより計算した金額との合計額

第三百十四条の八

控除限度額

控除限度額、特別措置法第十四条第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額

七号。第三百十四条の八において「特別措置法」という。）第十四条第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額との合計額

2 法人の各事業年度（第四十条第十一号に規定する事業年度をいい、課税事業年度（第四十五条に規定する課税事業年度をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）又は各連結事業年度（第四十条第十二号に規定する連結事業年度をいい、課税事業年度又は第四十九条第三項の規定のある同項に規定する連結事業年度を除く。以下この項において同じ。）において第十条第四号イ及びロに掲げる所得（外国法人にあつては、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第一百四十二条各号に掲げる外国法人の区分（同条第一号に掲げる外国法人にあつては同号イ又はロに掲げる国内源泉所得の区分）に応じ当該各号に定める国内源泉所得（同条第一号に定める国内源泉所得にあつて

は同号イ又はロに掲げる国内源泉所得)で第十条第五号イ及びロに掲げる所得とする。)につきこの章の規定により課される復興特別所得税の額がある場合には、当該法人に対する同法の規定の適用については、当該各事業年度又は各連結事業年度における当該復興特別所得税の額は、当該各事業年度又は各連結事業年度における当該所得に係る同法第六十八条第一項(同法第一百四十四条において準用する場合を含む。)又は第八十一条の十四第一項に規定する所得税の額とみなす。この場合において、当該復興特別所得税の額に係る同法その他法人税に関する法令の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

3| 第一項に定めるもののほか、所得税又は復興特別所得税に係る国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一・二 省略

5| 4| 省略

6| 租税条約等実施特例法第七条第一項又は第二項の規定は、これらの規定に規定する合意が行われることにより、居住者の各年分の復興特別所得税の額又は相手国居住者の額又は相手国居住者等(租税条約等実施特例法第二条第四号に規定する相手国居住者等をいう。次項において同じ。)の各年分の復興特別所得税の額のうちに減額されるものがある場合について準用する。

5| 4| 租税条約等実施特例法第七条第四項の規定は、居住者又は相手国居住者が第二十一条第二項各号に掲げる金額につき租税条約等実施特例法第七条第一項又は第二項(これらの規定を前項において準用する場合を含む。)の更正を受けた場合において、その更正に伴い、その更正に係る年分の翌年分以後の各年分の復興特別所得税申告書に記載した、若しくは決定を受けた年分に係る第十七条第一項第二号、第三号若しくは第五号に掲げる金額(当該第五号に掲げる金額(当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正があった場合には、その申告又は更正後の金額)が過大となるとき、又は復興特別所得税申告書に記載した、若しくは決定を受けた年分に係る同項第四号若しくは第六号に掲げる金額(当該金額につき修正申告書の提出又は更正後の金額)が過少となるときのその更正を受けた居住者又は相手国居住者等について準用する。この場合において、租税条約等実施特例法第七条第四項の表所得税法第一百五十三条の項中「更正の特例」とあるのは、「更正の特例」(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三

2| 前項に定めるもののほか、所得税又は復興特別所得税に係る国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一・二 同上

4| 3| 同上

5| 租税条約等実施特例法第七条第一項の規定は、同項に規定する合意が行われることにより、居住者の各年分の復興特別所得税の額又は相手国居住者等(租税条約等実施特例法第二条第四号に規定する相手国居住者等をいう。次項において同じ。)の各年分の復興特別所得税の額のうちに減額されるものがある場合について準用する。

5| 4| 租税条約等実施特例法第七条第三項の規定は、居住者又は相手国居住者が第二十一条第二項各号に掲げる金額につき租税条約等実施特例法第七条第一項(前項において準用する場合を含む。)の更正を受けた場合において、その更正に伴い、その更正に係る年分の翌年分以後の各年分の復興特別所得税申告書に記載した、若しくは決定を受けた年分に係る第十七条第一項第二号、第三号若しくは第五号に掲げる金額(当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額)が過大となるとき、又は復興特別所得税申告書に記載した、若しくは決定を受けた年分に係る同項第四号若しくは第六号に掲げる金額(当該金額につき修正申告書の提出又は更正後の金額)が過少となるときのその更正を受けた居住者又は相手国居住者等について準用する。この場合において、租税条約等実施特例法第七条第三項の表所得税法第一百五十三条の項中「更正の特例」とあるのは、「更正の特例」(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三

る特別措置法（平成二十三年法律第二百七十九号）第三十三条第五項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）において準用する場合を含む。）と読み替えるものとする。

7 稟税条約等実施特例法第七条第五項の規定は、第五項において準用する同条第一項の規定による更正に係る還付金又は過納金について準用する。

8 省略

（定義）

第四十条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 内国法人 法人税法第二条第三号に規定する内国法人をいう。

二～九 省略

十 指定期間 平成二十四年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの期間をいう。

十一～二十 省略

（課税事業年度）

第四十五条 この章において「課税事業年度」とは、法人の指定期間内に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後二年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度をいう。

2 次の各号に掲げる法人の課税事業年度は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める事業年度とする。

一～四 省略

五 次に掲げる法人 前項に規定する期間内の日の属する事業年度に準ずるもの又は指定期間内の日の属する事業年度に準ずるものとして政令で定める事業年度

イ 法人税法第二条第十二号の八に規定する適格合併（同条第十一号

に規定する被合併法人が基準法人（当該被合併法人又は当該適格合併に係る同条第十二号に規定する合併法人のうち、最も規模が大きいものとして政令で定めるものをいう。）であるものに限る。）が当該被合併法人又は合併法人の課税対象期間（次に掲げる法人の区

年法律第二百七十九号）第三十三条第四項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）において準用する場合を含む。）と読み替えるものとする。

6 稟税条約等実施特例法第七条第四項の規定は、第四項において準用する同条第一項の規定による更正に係る還付金又は過納金について準用する。

7 同上

（定義）

第四十条 同上

一 内国法人 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第三号に規定する内国法人をいう。

二～九 同上

十 指定期間 平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの期間をいう。

十一～二十 同上

（課税事業年度）

第四十五条 この章において「課税事業年度」とは、法人の指定期間内に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後三年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度をいう。

2 同上

一～四 同上

五 同上

イ 同上

分に応じそれぞれ次に定める期間をいう。) 内に行われた場合における当該合併法人

(1) 指定期間の初日の属する事業年度を有する法人 (2)に掲げる法人を除く。) その法人の同日以後最初に開始する事業年度開始の日から同日以後二年を経過する日までの期間

(2) 省略

口省略

(1) 指定期間の初日の属する事業年度を有する法人 (2)に掲げる法人を除く。) その法人の同日以後最初に開始する事業年度開始の日から同日以後三年を経過する日までの期間

(2) 同上

口同上

3

法人が各事業年度 (前二項の規定により課税事業年度とされる事業年度を除く。) において第十条第四号イ及びロに掲げる所得 (外国法人にあつては、法人税法第一百四十一條各号に掲げる外国法人の区分に応じ当該各号に定める国内源泉所得で第十条第五号イ及びロに掲げる所得 (所得税法第二百六十二条第五号に掲げる配当等で政令で定めるものを除く。) とする。) につき前章の規定により課される復興特別所得税の額 (当該法人が連結親法人である場合には、当該各事業年度終了の時において当該法人による連結完全支配関係がある連結子法人の当該各事業年度終了の日の属する事業年度において第十条第四号イ及びロに掲げる所得につき同章の規定により課される復興特別所得税の額を含む。) がある場合には、当該各事業年度を課税事業年度とみなす。

第四十七条 同上

2 各課税事業年度の課税標準法人税額は、各課税事業年度の基準法人税額とする。

ただし、次の各号に掲げる法人の各課税事業年度のうち最後の課税事業年度の課税標準法人税額は、基準法人税額に、当該最後の課税事業年度の月数のうちに当該各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める期間の月数の占める割合を乗じて計算した金額とする。

一事業年度の変更その他の事由により、課税事業年度の月数の合計が二十四月を超える法人 (次号及び第三号に掲げる法人を除く。) 当該最後の課税事業年度開始の日から当該法人の指定期間内に最初に開始する事業年度開始の日以後二年を経過する日までの期間

二・三省略

3 省略

(連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算)

(連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算)

第五十二条 省略

前項に規定する法人税負担帰属額とは、第一号に規定する個別所得金額がある場合には同号及び第二号に掲げる金額の合計額が第四号に掲げる金額を超えるときのその超える部分の金額を、第三号に規定する個別欠損金額がある場合には第二号に掲げる金額が第三号及び第四号に掲げる金額の合計額を超えるときのその超える部分の金額をいい、同項に規定する法人税減少帰属額とは、第一号に規定する個別所得金額がある場合には第四号に掲げる金額が第一号及び第二号に掲げる金額の合計額を超えるときのその超える部分の金額を、第三号に規定する個別欠損金額がある場合には同号及び第四号に掲げる金額の合計額が第二号に掲げる金額を超えるときのその超える部分の金額をいう。

二 稟特別措置法第六十八条の九第十一項、第六十八条の十五項、

租税特別措置法第六十八条の九第十一項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第十二項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第五項、第六十八条の十五第五項又は第六十八条の十五の四第五項の規定、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号。以下この号及び第四号において「改正法」という。）附則第七十二条の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法（第四号において「旧効力措置法」という。）第六十八条の十第五項の規定その他これらに類する規定として政令で定める規定に規定する加算した金額のうち前項の連結親法人又は連結子法人に帰せられる金額の百分の十に相当する金額

三省略

四 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下この号において「震災特例法」という。）第二十五条の二第二項及び第三項、第二十五条の二の二第二項及び第三項、第二十五条の二の三第二項及び第三項、第二十五条の三第一項、第二十五条の三の二第一項並びに第二十五条の三の三

第五十二条 同上

二 同
租税特

二　租税特別措置法第六十八条の九第十一項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第五項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十五第五項又は第六十八条の十五の四第五項の規定、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二百二十四号。以下この号及び第四号において「改正法」という。）附則第七十二条の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法（第四号において「旧効力措置法」という。）第六十八条の十第五項の規定その他これらに類する規定として政令で定める規定に規定する加算した金額のうち前項の連結親法人又は連結子法人に帰せられる金額の百分の十に相当する金額

三 同 上

四 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）。以下この号において「震災特例法」という。）第二十五条の二第二項及び第三項、第二十五条の二の二第二項及び第三項、第二十五条の二の三第二項及び第三項、第二十五条の三第一項、第二十五条の三の二第一項並びに第二十五条の三の三

第一項の規定、租税特別措置法第六十八条の九第一項から第三項まで、第六項、第七項及び第九項（同条第一項から第三項まで、第六項及び第七項の規定を同法第六十八条の九の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六十八条の十第二項及び第三項、第六十八条の十一第七項から第九項まで、第六十八条の十三第一項及び第二項、第六十八条の十四第二項及び第三項、第六十八条の十五第二項及び第三項、第六十八条の十五の二第一項、第六十八条の十五の三第二項、第六十八条の十五の四第二項及び第三項、第六十八条の十五の五第一項並びに第六十八条の十五の六第七項及び第八項の規定、旧効力措置法第六十八条の十第二項及び第三項の規定その他の政令で定める税額控除に関する規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額（租税特別措置法第六十八条の十五の七第一項後段（震災特例法第二十五条の四第一項の規定、改正法附則第八十条第一項の規定により租税特別措置法第六十八条の十五の六第一項後段（震災特例法第二十五条の四第一項の規定、改正法附則第八十条第一項の規定その他の政令で定める規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により租税特別措置法第六十八条の七第一項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分を除く。）の百分の十に相当する金額

3・4 省略

（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）
第六十三条 復興特別法人税に係る次の表の第一欄に掲げる法律の適用について、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる字句とする。

法人税法		第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
省略	省略	省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	省略

第一項の規定、租税特別措置法第六十八条の九第一項から第三項まで、第六項、第七項及び第九項（同条第一項から第三項まで、第六項及び第七項の規定を同法第六十八条の九の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六十八条の十第二項及び第三項、第六十八条の十一第二項及び第三項、第六十八条の十三第一項及び第二項、第六十八条の十五第二項及び第三項、第六十八条の十五の二第一項及び第二項、第六十八条の十五の三第二項、第六十八条の十五の四第二項及び第三項並びに第六十八条の十五の五第一項の規定、旧効力措置法第六十八条の十第二項及び第三項の規定その他の政令で定める税額控除に関する規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち前項の連結親法人又は連結子法人に帰せられる金額（租税特別措置法第六十八条の十五の六第一項後段（震災特例法第二十五条の四第一項の規定、改正法附則第八十条第一項の規定その他の政令で定める規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により租税特別措置法第六十八条の七第一項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分を除く。）の百分の十に相当する金額

3・4 同上

（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）
第六十三条 同上

同上		第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上

第六十七条第三項第五号	第六十七条第三項	省略	省略	省略	省略	省略	第三十八条第一項	省略
額並びに 地方法人税の 額並びに	びに 計算した地方 法人税の額並 びに	省略	省略	省略	省略	省略	の額は	省略
復興特別法人税の額並 びに	地方法人税の額並 びに 計算した地方 法人税の額並 びに の特別措置法に規定す る課税標準法人税額に つき特別措置法第五章 第三節（税額の計算） の規定により計算した 復興特別法人税の額並 びに	計 算 した 地 方 法 人 税 の 額 並 び に 當 該 事 業 年 度 の 特 別 措 置 法 に 規 定 す る 課 稅 標 準 法 人 稅 額 に つ き 特 別 措 置 法 第 五 章 第 三 節 （ 稅 額 の 計 算 ） の 規 定 に よ り 計 算 し た 復 興 特 別 法 人 稅 的 額 並 び に	計 算 した 地 方 法 人 税 の 額 並 び に 當 該 事 業 年 度 の 特 別 措 置 法 に 規 定 す る 課 稅 標 準 法 人 稅 額 に つ き 特 別 措 置 法 第 五 章 第 三 節 （ 稅 額 の 計 算 ） の 規 定 に よ り 計 算 し た 復 興 特 別 法 人 稅 的 額 並 び に	省略	省略	省略	省略	の額並びに復興特別法 人税（延滞税、過少申 告加算税、無申告加算 税及び重加算税並びに 特別措置法第五十三条 第四項（課税標準及び 税額の申告）において 準用する同項各号に掲 げる規定による利子税 を除く。）の額は

同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
びに 法人税の額並 びに	金額）並びに	同上	同上	同上	同上	同上	（の額） の額及び復興特別法 人税（延滞税、過少申 告加算税、無申告加算 税及び重加算税並びに 特別措置法第五十三条 第四項（課税標準及び 税額の申告）において 準用する同項各号に掲 げる規定による利子税 を除く。）の額	同上	同上
別法人税の額並 びに	法人税の額及び復興特 別法人税の額並 びに	金額）及び當該事業年 度の特別措置法に規定 する課税標準法人税額 につき特別措置法第五 章第三節（税額の計算 ）の規定により計算し た復興特別法人税の額 並びに	金額）及び當該事業年 度の特別措置法に規定 する課税標準法人税額 につき特別措置法第五 章第三節（税額の計算 ）の規定により計算し た復興特別法人税の額 並びに	同上	同上	同上	同上	同上	

同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
と 度個別帰属額 の連結控除限	びに 法人税の額並	金額)並びに 金額)及び当該連結事 業年度の特別措置法に 規定する課税標準法人 税額につき特別措置法 第五章第三節(税額の 計算)の規定により計 算した復興特別法人税 の額並びに	同上	同上	同上	同上	同上	同上	と の控除限度額
として政令で定める金 税控除限度個別帰属額 の連結控除限度個別帰 属額及び復興特別法人 税の額及び復興特別法 人税並びに	と の控除限度額及び復興 特別法人税控除限度額 として政令で定める金 額と	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	の控除限度額及び復興 特別法人税控除限度額

同上			
同上			同上
含む。)			金額、その
含む。以下この号において同じ。) 及び東日本大震災からの復興のための施策を実施する	同上	同上	金額及び特別措置法第五十二条第一項(連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算)の規定により計算される復興特別法人税の負担額として帰せられる金額又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額、これらの

地方税法		国税通則法								
二十四項	第五十三条第一項	十六条第一項	一項及び第八	第八十五条第一項	省略	第六十五条第二号	第二十一条第二項、第三十条第二項、第三十三条第二項及び第四十 三条第二項	第十五条第二項第三号		
個別帰属額	連結控除限度	地方法人税	省略	省略	地方法人税、 地方法人税、復興特別	省略	地方法人税、復興特別	地方法人税	事業年度	地方法人税並びに復興 特別法人税 事業年度
実施するための必要な 額、東日本大震災から の復興のための施策を 実施するために必要な 額と東日本大震災から の復興のための施策を	連結控除限度個別帰属 額、東日本大震災から の復興のための施策を 実施するための必要な 額と東日本大震災から の復興のための施策を	法人税	地方法人税、復興特別	省略	地方法人税、復興特別	省略	地方法人税、復興特別	法人税	事業年度	地方法人税並びに復興 特別法人税 事業年度

るためには必要な財源の確保に関する特別措置法第五十三条第四項において準用する法人税法第七十五条第七項

地方税法		同上								
二十四項	第五十三条第一項	十六条第一項	一項及び第八	第八十五条第一項	同上	同上	同上	同上	同上	同上
個別帰属額	連結控除限度	法人税	同上	同上	法人税、 法人税、復興特別	同上	法人税、 法人税、復興特別	法人税	年度 法人税 事業	年度 法人税及 び復興特別 法人税 事業年度
実施するための必要な 額、東日本大震災から の復興のための施策を 実施するための必要な 額と東日本大震災から の復興のための施策を	連結控除限度個別帰属 額と東日本大震災から の復興のための施策を 実施するための必要な 額と東日本大震災から の復興のための施策を	税	地方法人税、復興特別 法人	同上	地方法人税、復興特別 法人	同上	地方法人税、復興特別 法人	法人税	事業年度 法人税及 び復興特別 法人税 事業年度	ためには必要な財源の確保に関する特別措置法第五十三条第四項において準用する法人税法第七十五条第七項

欄	四項の項の下	第三百二十一 条の八第二十 四項の項の中	第七百三十四 条第三項の表	第七百三十四 条第三項の表	第三百二十一 条の八第二十 四項の項の中	欄	第三百二十一 条の八第二十 四項	第三百二十一 条の八第二十 四項	連結控除限度 個別帰属額	連結控除限度個別帰属 額、特別措置法第五十 一条第一項に規定する政 令で定めるところによ り計算した金額	により計算した金額
---	--------	----------------------------	------------------	------------------	----------------------------	---	------------------------	------------------------	-----------------	--	-----------

法人税法第十二条第一項の控除の限度額で政令で定めるもの又は同条第二項の控除の限度額で政令で定めるもの
の合計額

254 省略

5 国税通則法第七十一条第一項（第三号に係る部分に限り、租税特別措置法第六十六条の四第十七項又は第六十八条の八十八第十八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により法人税について更正の請求に係る更正が行われた場合において、同号に定める期間の満了する日が国税通則法第七十条の規定又は第三項若しくは第八項の規定により当該法人税に係る復興特別法人税についての更正決定等をすることができる期間の満了する日後に到来するときは、当該復興特別法人税に係る復興特別法人税についての更正決定等をすることが可能である。同号に定める期間の満了する日が同法第七十条の規定又は第三項若しくは第八項の規定により当該法人税に係る復興特別法人税についての更正決定等をすることができる期間の満了する日後に到来するときは、当該復興特別法人税に係る復興特別法人税についての更正若しくは決定又は当該更正若しくは決定に伴つて行われることとなる加算税についてする賦課決定は、同条の規定及び第八項の規定にかかわらず、当該更正の請求があつた日から六月間ににおいての更正若しくは決定又は当該更正若しくは決定に伴つて行われることとなる加算税についてする賦課決定は、同条の規定並びに第三項及び第八項の規定にかかわらず、当該更正の請求があつた日から六月間ににおいても、することができる。同法第七十一条第一項（同号に係る部分に限り、第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により復興特別法人税について更正の請求に係る更正が行われた場合において、同号に定める期間の満了する日が同法第七十条の規定、租税特別措置法第六十六条の四第十七項若しくは第六十八条の八十八第十八項の規定又は第三項の規定により当該復興特別法人税に係る法人税についての更正決定等をすることができる期間の満了する日後に到来するにおける当該法人税についての更正又は賦課決定についても、同様とする。

254 同上

5 国税通則法第七十一条第一項（第三号に係る部分に限り、租税特別措置法第六十六条の四第十七項若しくは第六十八条の八十八第十八項の規定により当該法人税に係る復興特別法人税についての更正決定等をすることができる期間の満了する日が同法第七十条の規定又は第三項若しくは第八項の規定により当該法人税に係る復興特別法人税についての更正決定等をすることができる期間の満了する日後に到来するときは、当該復興特別法人税に係る復興特別法人税についての更正若しくは決定又は当該更正若しくは決定に伴つて行われることとなる加算税についてする賦課決定は、同条の規定並びに第三項及び第八項の規定にかかわらず、当該更正の請求があつた日から六月間ににおいても、することができる。同法第七十一条第一項（同号に係る部分に限り、第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により復興特別法人税について更正の請求に係る更正が行われた場合における当該復興特別法人税に係る法人税についての更正又は賦課決定についても、同様とする。

12 6 11 省略

12 租税特別措置法第六十六条の四の二の規定は、第八項第一号に掲げる更正決定により納付すべき復興特別法人税の額及び当該復興特別法人税の額に係る加算税の額について準用する。この場合において、同条第四項中「納税の猶予」とあるのは「納税の猶予」（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置

12 6 11 同上

12 租税特別措置法第六十六条の四の二の規定は、第八項第一号に掲げる更正決定により納付すべき復興特別法人税の額及び当該復興特別法人税の額に係る加算税の額について準用する。この場合において、同条第四項中「納税の猶予」とあるのは「納税の猶予」（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置

法第六十三条第十二項（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）において準用する場合を含む。以下同じ。）」と、同条第六項中「の規定による納税の猶予を含む。」又は「と、同法第五十二条第一項」とあるのは「（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第六十三条第十二項（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による納税の猶予を含む。」又は「と、同法第五十二条第一項」とあるのは「（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第六十三条第十二項（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による納税の猶予を含む。」又は「と、同法第五十二条第一項」と同じ。」の規定による納税の猶予を含む。」又は「と、同法第五十二条第一項」と、「の規定による納税の猶予を含む。」又は「と、同法第五十二条第一項」とあるのは「（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）第六十三条第十二項（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による納税の猶予を含む。」又は「と、同条第十号」と読み替えるものとする。

法第六十三条第十二項（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）において準用する場合を含む。」）と、同条第六項中「の規定による納税の猶予を含む。」又は「と、同法第五十二条第一項」とあるのは「（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）第六十三条第十二項（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による納税の猶予を含む。」又は「と、同法第五十二条第一項」と読み替えるものとする。